

所得課税証明書の誤交付について（市民課）

市民環境部市民課において、所得課税証明書（以下「証明書」という。）を誤交付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年3月6日（金曜日）
 - ・ A氏が自身の証明書の交付を請求するため、市民課へ来庁した。
 - ・ 市民課の職員が上述の請求に対し、誤ってB氏の証明書を交付した。
- (2) 同年5月14日（木曜日）
 - ・ A氏が隼人市民福祉課に来庁し、誤ってB氏の証明書が交付されたとして、改めて自身の証明書の交付を依頼したことで本件事案が発覚した。
 - ・ 隼人市民福祉課の職員が、本件事案について謝罪するとともに、B氏の証明書を回収し、改めてA氏の証明書を交付した。
 - ・ 市民課の職員がA氏に架電し、本件事案について謝罪した。

2 漏えいした情報

- ・ B氏の氏名、生年月日、住所並びに令和7年度の収入及び所得課税額

3 漏えいの原因

- ・ 証明書発行システムでの対象者の検索条件を適切に設定していなかった。
- ・ 証明書を出力した際、職員が記載内容を十分に確認していなかったことに加え、交付時においても請求者に対し内容の確認を求めていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 証明書発行システムでの対象者検索の際は、必ず生年月日と氏名の振り仮名の2条件による検索を実施する。
- ・ 証明書の出力時に職員が記載内容を十分に確認するとともに、交付時においても請求者に対し内容の確認を求めることを徹底する。